

男女共同参画都市宣言

〜男女共同参画社会の実現をめざして〜

平成23年3月、市は、市議会の議決に基づき、市全体で男女共同参画社会づくりに取り組む、「男女共同参画都市」となることを宣言しました。

問 伊奈庁舎秘書広聴課 ☎58
21111 (内線1201)

国では、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の最重要課題と位置づけています。

実現には、国における法整備などの取り組みに加えて、身近な地域社会から、男女共同参画が進められる必要があります。

市においても、平成22年8月に、市が市民の皆さんとともに、さらに市では、この条例の施行に伴い、市全体の意識の高まりを図るため、「男女共同参画都市宣言」をしました。

つくばみらい市男女共同参画都市宣言

美しい自然に囲まれ、豊かな伝統文化を育み、発展していく私たちのまち、つくばみらい市

私たちは、つくばみらい市をさらに輝きあふれるまちとするため、男女がともに性別にかかわらず、夢や希望を持って、ともに幸せを実感できる社会の実現に向け、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を生かして、自分らしく生きることのできるまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、男女が互いに協力することにより、家庭、職場、地域等における活動が両立できるまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに互いの性を理解し、尊重することで、心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

平成23年3月27日
つくばみらい市

宣言文は、条例の基本理念「人権尊重」、「男女共同参画」、「家庭生活と他の活動との両立」、「互いの性の理解と尊重」を基にし、男女共同参画のまちづくりへの強い思いを表しています。

活動予定 (5月～6月)

●参加対象 出産前後の妊産婦および就学前の乳幼児とその保護者

保育所 申込先	月・活動時間	
	5月 午前9時30分 ～11時	6月 午前9時30分 ～11時
伊奈第1保育所 山王新田1253(☎58-2422)	18日(水) 春のお散歩	15日(水) みんなで体操
伊奈第2保育所 小張4705(☎58-1025)	11日(水) 春のお散歩	8日(水) 体操・戸外あそび
伊奈第3保育所 長渡呂新田715(☎58-1597)	24日(火) 春のお散歩	15日(水) 戸外あそび
伊奈第4保育所 狸穴1072-45(☎58-6002)	11日(水) 春のお散歩	14日(火) 戸外あそび
谷和原第1保育所 仁左衛門新田641(☎52-2100)	17日(火) 戸外あそび	14日(火) 砂あそび
谷和原第2保育所 小絹415(☎52-4217)	24日(火) 春のお散歩	21日(火) 戸外あそび

※あそびのひろばの他に、毎日園庭開放も行っています。ぜひご利用ください。

を實施しています。皆さんの子どもたちと遊んでみませんか。

市立保育所では、「あそびのひろば」

また、情報交換をしながら、子育てを考え、育児の悩みを解消していきましょう。

※ご利用になりたい保育所に、事前にお申し込みください。



「あそびのひろば」

〜子育てを応援しています〜